

令和8年度

静岡市生活困窮世帯、ひとり親家庭等の
子どもへの学習支援業務

プロポーザル（企画提案）仕様書

令和8年2月

静岡市こども未来局こども家庭福祉課

1 目的

静岡市の生活困窮世帯、ひとり親家庭等の小学生、中学生及び高校生（以下「こども」という。）を対象として、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、こどもの気持ちに寄り添った学習支援を実施することにより、学習や生活への意欲を培い、自己肯定感を育み、もって自立に向けてこどもの健全な成長を支えるとともに、貧困の世代間連鎖が発生しないようにすることを目的とする。

2 対象者

静岡市内に居住する次のこども

(1) 生活困窮世帯のこども

- ・生活保護受給世帯、就学援助受給世帯のこども

(2) ひとり親家庭のこども

- ・児童扶養手当受給世帯のこども

(3) 家庭に困難な課題を抱えるなど、本事業の対象とすることが適当であると静岡市が認めるこども

※支援対象者の募集、選定については、静岡市と協議、協力して実施すること。

3 業務の内容

(1) 学習支援

ア 実施体制

- ・こどもの参加人数に応じて、学習支援ボランティアを配置すること。できる限りマンツーマンでの対応が望ましいことから、学習支援ボランティア1人が対応するこどもの数は、最大でも3人程度とすること。
- ・開催毎に学習支援ボランティアリーダーを1人配置し、会場を管理し、学習支援ボランティアを統括すること。

イ 実施内容

- ・開催頻度は概ね週1回、開催時間は準備等も含め2時間程度を目安とすること。
- ・学校の宿題、予習、復習、高校受験対策等のこどもが希望する学習指導を個別指導方式で実施すること。こども一人ひとりの意欲、学習の習得段階に合わせた学習指導の充実を図ること。また、学習指導だけでなく余暇活動を活用する等して、こどもが支援の場を「居場所」と感じることができるよう、こどもの気持ちに寄り添った支援をすること。
- ・定期的に受託者内でミーティングを行い、情報共有・引継ぎ・課題提起・課題解決の協議等を行うこと。
- ・保護者との情報交換・情報共有を行い連携すること。
- ・学習だけでなく、福祉的な視点での支援を実施すること。
- ・こども及び保護者から進路や生活に関する相談があった場合は適切に対応すること。

ウ 会場等

業務名	会場	定員	開催曜日
第1号 葵区その1	城内中学校、安東中学校、東中学校の学区内	15名	月
第2号 駿河区その1	高松中学校、南中学校の学区内	15名	火
第3号 清水区その1	清水第一中学校、清水第二中学校、 清水第三中学校、袖師中学校の学区内	15名	木
第4号 葵区その2	城内中学校、安東中学校、東中学校の学区内	20名	金
第5号 駿河区その2	長田西中学校、長田南中学校、城山中学校の 学区内	20名	火
第6号 清水区その2	清水第七中学校、清水第八中学校の学区内	20名	水
第7号 葵区その3	西奈中学校、竜爪中学校の学区内	20名	木
第8号 駿河区その3	長田西中学校、長田南中学校、城山中学校の 学区内	10名	利用者と相談
第9号 駿河区その4	豊田中学校、東豊田中学校の学区内	15名	水
第10号 清水区その3	清水第六中学校、清水飯田中学校の学区内	10名	金
第11号 葵区その4	籠上中学校、賤機中学校の学区内	20名	火
第12号 駿河区その5	中島中学校、大里中学校の学区内	20名	木
第13号 清水区その4	清水第四中学校、清水第五中学校の学区内	15名	木

※ 開催曜日については、利用者の利便性に配慮した上で、静岡市と協議の上、曜日を変更することができる。

※ 会場を変更する場合は、静岡市と協議すること。

※ 会場の利用料金等は受託者の負担とし、使用にあたっては施設管理者の指示に従うこと。

(2) マニュアル等の作成

以下のマニュアル等を作成すること

- ・各実施会場の運営マニュアル
- ・各実施会場における危機管理マニュアル
- ・学習支援ボランティアの選定基準及び研修の実施計画
- ・学習支援業務の自己評価（年1回以上）と改善の実施

(3) その他

- ・企画提案書で提案した内容（仕様書別紙）について実施すること。
- ・ボランティアの募集、選定、派遣調整等の管理を行うコーディネーターを配置すること。
- ・収入、支出管理を適正に行い、毎月の業務終了時には、業務実績（完了）報告書を提出すること。

4 業務実施における前提条件

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり支援対象者から利用料等を徴収しない。
- (2) この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、受託者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、静岡市に引き渡す等業務に影響を及ぼさないよう、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、静岡市が引継未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。静岡市は、受託者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受託者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

5 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、静岡市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、静岡市、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務により得られたデータ及び成果品は静岡市に帰属するものとし、静岡市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部に漏えいさせないこと。
また、静岡市が提供する資料等を第三者に提供し、または目的以外に使用しないこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。また、個人の記録等の作成、保存等を行う場合、個人情報の漏えい及び改ざん等を防止するための措置を講じること。
- (6) 本業務の遂行に当たって、受託者と支援対象者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。

対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に静岡市に報告し、対応を協議すること。

- (7) 本事業実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになる。賠償責任に対応するため、受託者においては塾総合保険

等の損害賠償保険に加入すること。

- (8) この仕様書に定めのない事項については、静岡市、受託者双方が協議の上、これを決定する。